

寄附金領収書

No. 505601850

埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学建設工学科

山口宏樹先生を励ます会 様

寄附金額 金 301,945 円

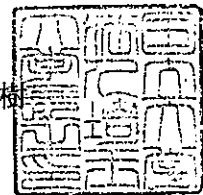
上記のとおり寄附金を受領しました。

平成 26 年 8 月 26 日

埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

国立大学法人 埼玉大学長

山口 宏 樹



上記の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 2 号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和 40 年 4 月 30 日大蔵省告示 154 号）に該当するものです。

- (注) 1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. この寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署）へ申告することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。
3. 上記の措置を受けるための申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。
4. なお、個人住民税の寄附金控除制度の実施に伴い、都道府県・市区町村からの協力要請に基づき、個人寄附者の名簿（寄附者名簿：お名前、ご住所、寄附金額、本学領収日）を協力要請のあった都道府県・市区町村へ提出させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。